

転出 手続きご案内

他の市町村へ引越される方

お引越しの予定日の14日前から受付しています

手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。
ご案内は一般的な目安です。

●手続きの際は本人確認書類の提示が必要です

転出



GF 市民課⑤～⑩窓口です

《国外に転出される方へのお願い》

・お持ちの方は「マイナンバーカード」を必ずお持ちください。国外に転出される旨の記載が必要です。→窓口はGF市民課⑩です。
再度日本に住む場合は、返納していただく必要がありますので大切に保管してください。
紛失の場合は手数料がかかります。
→市民課窓口サービス第1・2係 TEL0977-21-1135

《転出先での転入手続きについて》

住み始めてから14日以内に、新しい住所地の市区町村で転入届をしてください。
正当な利用がなく届出をされないときは、住民登録がなくなるだけでなく過料に処せられたり、給付が制限される場合があります。

●転出先での転入届に必要な書類

- ・別府市発行の「転出証明書」→マイナンバーカードでの手続きは発行なし（設定した数字4けたの暗証番号が必要です）
- ・お持ちの場合は新住所がわかるもの（契約書等）
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」→新住所への書き換えが必要
- ・お持ちの場合は「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーのわかるもの または マイナンバーカードの提示が必要となります

1点で本人確認できるもの ※確認書類は有効期限内のもの

- ・免許証
- ・マイナンバーカード



- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署が発行した、顔写真つきの免許証や許可証 など

本人確認に2点以上必要なもの（顔写真なし）

- ・年金手帳
- ・健康保険証
- ・介護保険証 など

※代理の方が手続きに来られた場合

- ・代理人として来られた方の本人確認を行います
- ・代理人としての手続きができるかどうか、委任状などにより確認させていただく場合があります。

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口（窓口番号） (GF・1Fは課を色で表示しています)
住所	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります。新住所で再度登録が必要です。	印鑑登録カード（返還）	— —
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください	— —

※各種保険証・受給者証等は転出日まで使用することができます。

項目	内容	必要なもの	GF	課	番号	
						国民健康保険
保険・年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却 ・保険料の精算	国民健康保険証	GF	保険年金課 (あか色)	②③④
	→70歳から74歳までの方	保険証兼高齢受給者証の返却 負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有) ※転出先へ提出してください	保険証兼高齢受給者証			
	→修学のために転出する方（学生）	住所地特例の手続き (転出先で引き続き別府市の保険証を使う手続き)	・在学証明書 ・学生証 在園証明書など			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証			
	75歳以上の方、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有) ※転出先へ提出してください				
	→大分県外へ転出する方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			
海外へ出国する方 (※国内で転出する方は、特にありません。転入先で手続きをしてください)	これからの年金についてのご相談	・1号被保険者→年金手帳 ・年金受給者→年金証書	GF	国民年金課 (あお色)	①	
	国民年金保険料精算のご相談					
	国民年金の任意加入（希望される方）					
高齢	65歳以上の方	・保険証の返却	・介護保険証 (交付されている方) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	1F	高齢者福祉課 (あお色)	⑦
		・保険料の精算				
	→介護保険料の「還付手続き」が発生する場合	・被保険者の印鑑 ・被保険者の口座番号のわかるもの				
	→転出先が住所地特例に該当する施設の方	・介護保険証の住所変更 ※転出先でも別府市の介護保険証をそのまま使ってください	・介護保険証 (交付されている方) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証			
要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください					

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)		
障がい	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・医療費受給者証の返還 転出先に、別府市所得課税証明書が必要となる場合があります。転出先に、確認してください。	重度心身障害者医療費受給者証	1F	障害福祉課 (きいろ)	①
	障がいの手帳をお持ちの方	特に手続きはありません	転出先に手帳を届出してください			
	国の福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当)を受けている方	転出される旨、連絡してください	転出先で届出をしてください			
	自立支援(精神通院)をお持ちの方	転出先に、別府市所得課税証明書が必要となる場合があります。転出先に、確認してください。				
じゅも	幼稚園・小学生・中学生のお子さんがある方 (公立幼稚園の退園は園にお届けください)	転校手続き 市民課が発行した「転出通知書」を直接これまで通っていた学校に提出してください。→右記※	・市役所で発行された「転(退)学通知書」を、通っていた学校に提出してください。 ・学校から発行された書類を転校先の学校へ提出してください。	5F	学校教育課 (市民課のみで終わる場合もありますが、特殊事情の場合は学校教育課でのお手続きが必要となります。)	
	児童手当を受給している方 (0歳~中学生)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください(転出予定日の翌日から起算して15日以内)	1F	子育て支援課 (ももいろ)	②
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳~中学生)	子ども医療費受給資格者証返納届	子ども医療費受給者証			
	保育園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き				
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届 転出先に、別府市所得課税証明書が必要となる場合があります。転出先に、確認してください。	児童扶養手当証書 ひとり親家庭等医療費受給者証			
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更 転出される旨、連絡してください。 (大分県外に転出の場合は県外転出届)	特別児童扶養手当証書を転入先にお届けください			
	妊娠中の方	別府市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください		外局	健康づくり推進課 (健康センター)	
税・料金	水道の使用をやめる方	使用中止届	☎お電話で手続きできます	外局	水道局 TEL0977-23-0361	
	原付バイク・小型特殊(125cc以下)を所有している方	廃車や他人に譲渡する場合 (※上記以外の方は転入先の市町村で登録手続きをしてください)	・ナンバープレート ・印鑑	GF	市民税課 (みどり色)	③②
	軽自動車・オートバイ(250cc以下)を所有している方	特に手続きはありません 転出先で手続きしてください(右記)	・車検証(軽二輪は届出済証) ・住民票・印鑑 ・ナンバープレートは県外転出のとき	※転入先の軽自動車協会でご相談ください		
	普通車、小型二輪(251cc以上)を所有している方		・車検証 ・住民票・印鑑 ・ナンバープレートは県外転出のとき	※転入先の運輸支局でご相談ください		
	別府市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談		GF	資産税課 (みどり色)	③⑥
	海外に転出される方	納税管理人のご相談		各税・料の担当課		
	未納となっている税や料等のご相談	納付相談		GF	債権管理課 (みどり色)	③⑤
※各種制度を転出先で申請するために別府市の所得課税証明書が必要な方	転出先で別府市所得課税証明書が必要な際は提出してください	本人確認書類(免許証など)	GF	市民税課 (みどり色)	③①	
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き等	※お客様の状況により 手続き内容が異なります	GF	住宅管理センター (むらさき色)	
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	※電話でご相談ください	外局	環境課 TEL0977-66-5349	
	し尿のくみ取り(落とし便所等利用)をされていた方	し尿くみ取り取消手続き	し尿処理申込書(変更) ☎お電話で相談してください	外局	環境課(春木苑) TEL0977-66-1831	
郵便局への案内	転出後、郵便物が届くための手続きです	郵便局での転居手続き (できるだけ、旧住所の最寄の郵便局に届出してください。)	個人の届出 ・届出人の印鑑 ・届出人と転居者の本人確認書類 ・転居者の旧住所がわかるもの 会社・団体の届出 ・届出者と会社・団体の関係のわかるもの(保険証・社員証など) ・代表者の氏名記入と代表者印	※詳しくは最寄の郵便局にお問い合わせください。		

こんなときはどうするの？

新しい住所に住み始めてから、14日以上経っているが転入手続きをしていない。	→転出証明書は有効ですので、転出先の市町村に早急にお届けください。
転出届に記載した住所と違うところに住むことになったり、転出先の住所記載が間違っていた。	→転出証明書は、そのまま有効です。 実際に住み始めた市区町村に新住所をお届けください。
転出届を提出したが、引越しが中止になった。	→取消の手続きが必要です。市民課で早急に転出取消の手続きをしてください。